

# 大分県報

平成三十年  
三月三十日  
号外 (三)

(金曜日)

## 目次

- 公安委員会規則  
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正……………一  
大分県道路交通法施行細則の一部改正……………一  
警察本部訓令  
被疑者取調べの監督に関する規程の一部改正……………二  
大分県警察公文書公開事務取扱規程の一部改正……………四  
職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程の一部改正……………四  
大分県警察事務決裁規程の一部改正……………四  
事務職員等の昇任選考審査等に関する規程の一部改正……………四

## ○公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日  
大分県公安委員会委員長 小 山 康 直  
大分県公安委員会規則第3号  
**銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則**  
銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
第9条第2項及び第14条第1項の表中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。  
**附 則**  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
~~~~~  
大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

大分県公安委員会委員長 小 山 康 直

大分県公安委員会規則第4号

### 大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の大分市道下郡宮崎大通り線の項の次に次のように加える。

|                 |                                        |
|-----------------|----------------------------------------|
| 大分市道佐野循環1号線     | 大分市大字佐野3140番地4から大分市大分流通業務団地一丁目1番1まで    |
| 大分市道大分流通業務団地1号線 | 大分市大分流通業務団地二丁目2番1から大分市大分流通業務団地二丁目2番4まで |
| 大分市道大分流通業務団地7号線 | 大分市大字佐野3200番地4から大分市大分流通業務団地二丁目3番7まで    |

別表第2中

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 臨港道路6号線  | 大分市大字大在6番から大分市大字大在2番まで          |
| 臨港道路中津港線 | 中津市大字定留字早田563番1から中津市大字田尻崎20番4まで |

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 臨港道路6号線 | 大分市大字大在6番から大分市大字大在2番まで |
|---------|------------------------|

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 臨港道路6号線 | 中津市大字田尻崎20番2から中津市大字田尻崎20番3まで |
|---------|------------------------------|

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 臨港道路6号線    | 中津市大字田尻崎20番2から中津市大字田尻崎20番3まで    |
| 臨港道路中津港線   | 中津市大字定留字早田563番1から中津市大字田尻崎20番4まで |
| 中津港15号臨港道路 | 中津市大字田尻崎20番4から中津市大字田尻崎20番3まで    |
| 中津港25号臨港道路 | 中津市大字田尻崎20番4から中津市大字田尻崎20番3まで    |

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

### ○ 警察本部訓令

#### 大分県警察本部訓令第4号

警察本部  
警察学校  
警察署

被疑者取調べの監督に関する規程（平成21年大分県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第6条第1項中「取調べ・監督状況記録票」を「取調べ・監督状況一覧表」に、「記録票」を「一覧表」に改める。

第7条第1項中「記録票」を「一覧表」に改める。

第10条第1項中「取調べ・監督状況一覧表（第3号様式）」を「一覧表」に改める。  
第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

を

|      |    |    |    |   |    |    |    |   |      |      |      |      |
|------|----|----|----|---|----|----|----|---|------|------|------|------|
| 乗用   | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
|      | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
| 貨物   | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
|      | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
| 免許種別 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
|      | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
| 専従   |    |    |    |   |    |    |    |   |      |      |      |      |
| 予備   |    |    |    |   |    |    |    |   |      |      |      |      |

|      |    |    |    |   |    |    |    |   |      |      |      |      |
|------|----|----|----|---|----|----|----|---|------|------|------|------|
| 乗用   | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
|      | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
| 貨物   | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
|      | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
| 免許種別 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
|      | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型 | 中型 | 普通 | 軽 | 大型特殊 | 小型特殊 | 大型二輪 | 普通二輪 |
| 専従   |    |    |    |   |    |    |    |   |      |      |      |      |
| 予備   |    |    |    |   |    |    |    |   |      |      |      |      |

に改める。

#### 附 則



第3号様式を削る。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第5号**

警察本部  
警察学校  
警察署

大分県警察公文書公開事務取扱規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第18条第2項中「ため、大分県会計規則に定める納入通知書を送付する」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第6号**

警察本部  
警察学校  
警察署

職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第19条第1号ア中「生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の職員で」を削り、「並びに鑑識課」を「鑑識課」に改め、「技術職員」の次に「並びに運転免許課の職員で運転免許証の即日交付に従事する事務職員」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第7号**

警察本部

警察学校  
警察署

大分県警察事務決裁規程（平成21年大分県警察本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第2条中第4号を第5号とし、同条第3号中「決裁について権限を有する者（以下「決裁権者」という。）」を「決裁権者」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 決裁権者 決裁の権限を有する者又は専決の権限を有する者をいう。

第7条の次に次の2条を加える。

(代決の制限)

**第8条** 代決者は、代決することができる事務であっても、当該事務が第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は代決の禁止についてあらかじめ決裁権者から指示を受けているときは、代決することができない。  
(補則)

**第9条** 警務部警務課長は、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

**附 則**

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第8号**

警察本部  
警察学校  
警察署

事務職員等の昇任選考考査等に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

大分県警察本部長 太刀川 浩 一

第16条第1項中「事務職員主幹選考審査」を「選考審査」に改め、同条第2項を削る。

第19条中「在級年数」を「在職年数」に改める。  
別表を次のように改める。

**別表**（第8条関係）

| 選考考査等の種類        | 区 分                                                      | 選考考査等の資格要件  |       |
|-----------------|----------------------------------------------------------|-------------|-------|
|                 |                                                          | 在職年数        | 年 齢   |
| 事務職員主査昇任選考考査    |                                                          | 主任・主事在職3年以上 | 40歳以上 |
| 事務職員係長昇任選考考査    |                                                          | 主任・主事在職3年以上 | 32歳以上 |
| 事務職員課長補佐昇任選考考査  | 主査から事務職員主幹昇任選考考査により昇任した職員                                | 主幹在職3年以上    | 55歳以上 |
|                 | 事務職員係長昇任選考考査により昇任した職員<br>(係長から事務職員主幹昇任選考考査により昇任した職員を含む。) | 係長在職4年以上    | 40歳以上 |
| 事務職員主幹昇任選考考査    | 事務職員主査昇任選考考査により昇任した職員                                    | 主査在職4年以上    | 52歳以上 |
|                 | 事務職員係長昇任選考考査により昇任した職員                                    | 係長在職4年以上    | 48歳以上 |
| 技術職員係長昇任選考考査    |                                                          | 主任・主事在職3年以上 | 32歳以上 |
| 技術職員課長補佐昇任選考考査  |                                                          | 係長在職4年以上    | 40歳以上 |
| 技術職員主任研究員昇任選考考査 |                                                          | 研究員在職3年以上   | 32歳以上 |
| 技術職員主幹研究員昇任選考考査 |                                                          | 主任研究員在職4年以上 | 40歳以上 |

備考1 在職年数及び年齢は、選考考査等を実施する年度の翌年度の4月1日における在職年数及び年齢とする。

- 2 在職年数には、停職、休職及び病気休暇の期間並びに育児休業の期間の2分の1の期間は含まないものとする。

第1号様式中「在職年数」を「在職年数」に改める。

**附 則**

- (施行期日)
- この訓令は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 改正前の訓令において事務職員課長補佐昇任選考考査の資格要件を満たしていた者で、改正後の訓令における事務職員課長補佐昇任選考考査の資格要件を満たしていないものは、改正後の訓令の事務職員課長補佐昇任選考考査の資格要件を満たしている者とみなす。